

No.438



# 研究所通信



●ホームページアドレス <https://blhrrri.org>

## 2025年2月4日(火)、5日(水) 第39回人権啓発研究集会を奈良で開催します



写真提供：水平社博物館

集会の開催地、奈良にある「水平社博物館」外観。  
ぜひ訪れていただきたいです。

### 【水平社博物館】

部落差別撤廃、自由と平等、人権の確立を目指す運動の原点である全国水平社の闘いの歴史を展示。2022年の水平社創立100周年には、部落問題を軸に子どもたちが総合的に人権を学べる内容に展示を一新。ユネスコアジア太平洋地域「世界の記憶」に登録された史料も展示している。寛容と包摂の社会を構築する未来への希望ともいえる全国水平社の人間の尊厳と平等を求める理念と、差別を許さない不屈の精神を後世につないでいる。

### もくじ

年頭挨拶 / 谷川雅彦代表理事	2	世界人権宣言76周年記念大阪集会 報告	8
新刊案内『差別禁止法の制定を求めて』	4	HRCビル避難訓練 参加報告	9
第1研究部門「部落史の調査研究」		リレーエッセイ	10
第49回公開講座 報告	5	参加者募集 / 事務局便り	11
第45回人権・同和問題企業啓発講座			
第2部の開催	6		
第37回人権啓発東京講座を終えて	7		

## 理事からのメッセージ

## 2025年の年頭にあたって

代表理事 谷川 雅彦



新年明けましておめでとうございます。

旧年中は研究所の諸事業に対しまして暖かいご支援とご協力をいただき深く感謝を申し上げます。新年を迎えるにあたり研究所を代表しまして一言ご挨拶申し上げます。

本年は「同和対策審議会答申」から60年を迎える年にあたります。「答申」は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である」「審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」「問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にある」との認識を示しました。そして、部落問題の解決にあたって部落の生活環境や同和地区住民の自立支援のための「特別措置法」と、部落差別を温存助長している社会変革のための「差別禁止法」「人権侵害救済法」の3つの法律の整備を提言しました。

しかし実現したのは「特別措置法」のみで、残る2つの法律は答申から60年を経過する今日も整備されていません。「答申」の完全実施を求めた運動は、「部落解放基本法」制定要求運動を通して「人権教育・啓発推進法」を実現しましたが、「人権擁護法案」は2002年、「人権委員会設置法案」は2012年に国会に提案されましたがいずれも衆議院の解散によって廃案になりました。2016年には「部落差別解消推進法」（理念法）が施行されましたが、部落の所在地情報のインターネット上への投稿が続いています。

本年は「部落地名総鑑差別事件」から50年を迎える年でもあります。「部落差別解消推進法」が「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と述べるように、かつて秘密裏に「出版」「販売」「購入」「利用」されていた「部落地名総鑑」は今ではインターネットを利用できる環境になれば簡単に閲覧できてしまう状況にあります。「全国部落調査復刻版」出版差し止め裁判の東京高裁判決（最高裁が被告、原告双方の上告を棄却、判決が確定）が「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当

な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである」と判示している状況が放置されています。

研究所が実施したモニタリング団体調査では、2015～2019年度の削除率が55.7%であるのに対して2020～2023年度の削除率は41.3%に低下していることが明らかになっています。「全国部落調査復刻版」出版差し止め裁判も提訴から8年目を迎えており、弁護士費用や原告の個人情報の問題など司法救済の実効性には大きな課題があるのが現状です。研究所では水平社創立100年を迎えた2022年3月に「同和対策審議会」や「人権擁護推進審議会」が求めた差別の禁止と人権の救済を目的とした「すべての人の無差別平等の実現に関する法律（案）」（包括的差別禁止法）を発表するとともに、『部落解放研究』216号（2022.3）に奥田均近畿大学名誉教授・前研究所代表理事が論文「部落差別解消推進法の強化改正の検討」を発表してきました。

「人権教育啓発推進法」にもとづき策定された「人権教育・啓発基本計画」の見直しが進められています。計画策定から20年以上が経過し、国内外の人権をめぐる状況が大きく変化したことをふまえ「有識者検討会」から見直しにあたって「権利の享有主体であることの認識を得ることができる人権教育・啓発」「インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様の変化とそれに対応した人権教育・啓発」などの視点が示され、「部落差別（同和問題）」「ハンセン病患者・元患者等」「ヘイトスピーチ」については、「教育・啓発の方向性を具体的に検討し、基本計画に記載する必要あり」と提言されました。

「部落差別解消推進法」をふまえた法務省調査の結果においても人権相談窓口の整備など自治体間で大きな格差があることや障害者差別やヘイトスピーチ、部落差別やハンセン病問題、アイヌ問題など個別差別解消法の市民の認知率も極めて低い状況にあることが明らかになっています。差別解消のための人権教育や啓発の格差を是正する国の主体性と責任を明確化し、スローガン倒れや自治体まかせに終わることのない財政支援も含めた実効性のある計画とする必要があります。

研究所は微力ではありますが、日々進化する人権問題に後れをとることなく、被差別マイノリティのプラットフォームとして、差別のない人権が尊重される社会づくりに引き続き取り組んでいく決意を申し上げまして、新年にあたりましてのご挨拶に代えたいと思います。

## 新刊案内 (2025年3月頃発刊予定)

(一社) 部落解放・人権研究所「差別禁止法研究会」が発表した法律案(すべての人の無差別平等の実現に関する法律(案))とともに、包括的差別禁止法が必要とされる差別の実態について被差別マイノリティの声を届けます。

# 『差別禁止法の制定を求めて —すべての人の無差別平等の実現』

(一社) 部落解放・人権研究所 編 (発売: 解放出版社)

包括的な差別禁止法の制定に向けて、(一社) 部落解放・人権研究所「差別禁止法研究会」では「すべての人の無差別平等の実現に関する法律(案)」を公表し、あわせて広く啓発するための冊子として「差別禁止法をつくろう! ~すべてのひとがともに暮らしやすい社会づくりにむけて~」を作成しました。さらにこの法律を求める声を多くの方に届けるために内容をブラッシュアップし、書下ろしの原稿を掲載した書籍を発刊します。

【第一部 差別禁止法はなぜ必要なのか】

【第二部 差別禁止法を求める当事者の声・各界からの声】

障害者／ハンセン病／LGBTQ／外国人／部落／アイヌ／水俣病／見た目問題／HIV／自死遺族／女性 企業／宗教／メディア／司法 ほか

【第三部 「すべての人の無差別平等の実現に関する法律(案)」とは】

【関連資料】 世界における差別禁止法の制定状況

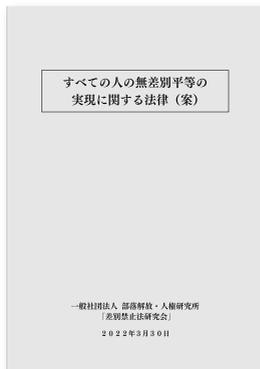
【定価】 2,420円 (税込) ISBN 978-4-7592-3030-7

### 関連書籍 「差別禁止法研究会」発行

## 『すべての人の無差別平等の実現に関する法律(案)』

550円(税込)

発行日: 2022年3月  
サイズ: A5/148頁  
※ご注文は、10冊以上~受け付けます。



【特典】差別禁止法をつくろう!  
~すべてのひとがともに暮らしやすい  
社会づくりにむけて~

※注文数と同部  
数をセットで  
お送りします。

A5 / 40 頁



購入・問合せ先 (研究部) TEL: 06-6581-8572 FAX: 06-6581-8540

## 報告

### 第1研究部門「部落史の調査研究」

## 第49回公開講座 「江戸中期から明治初期までの河内国石川郡新堂村領内富田村の暮らし —宗門改帳・名寄帳の分析を中心として—」

第1研究部門の第49回公開講座は、2024年11月30日(土)に開催され、大阪における皮多村生活史研究会会員の西岡武義さんが、「江戸中期から明治初期までの河内国石川郡新堂村領内富田村の暮らし—宗門改帳・名寄帳の分析を中心として—」を報告されました。

西岡さんはまず、富田村の旧家に残されている天明2年(1782)の田畑名寄帳から、皮多身分の人びとによって構成されている富田村の所持総高は55石1斗6升8合(総面積3町6反3畝13歩)、本郷である新堂村の明細帳からわかる本郷の総高1512石3升9合(寛政3年<1791>)の4%未満であり、宝暦12年(1762)には富田村の家数・総人数はそれぞれ本郷の43%弱であることを示されました。

次に、宗門改帳から富田村の高持と無高の比率を検討され、延享5年(1748)には高持88戸:無高43戸、最高の高持は6石台であったのが、次第に高持が減少し無高が増加して、天保5年(1834)には高持55戸:無高128戸、最高の高持は16石台に変化している傾向をふまえて、西岡さんは江戸時代の中期から後期にかけて富田村の階層分化が進んだことを指摘しながらも、無高=貧しい農家という見方にとらわれず、その生活の内容を

見直すよう提起されています。

西岡さんはさらに、安政2年(1855)の宗門改帳から、富田村の高持37軒の屋敷と本家(居住している家屋)の平均面積は約40坪・14坪、富田村の無高99軒の屋敷と本家の平均面積は約7.1坪・4.6坪であったこと、借家の貸主は最高の14軒が円光寺の住職、その他の貸主が28人いる中に、本郷の貸主が2人(8軒と4軒)存在することを注目されています。

また、富田村の家族構成について検討され、延享5年(1748)から文化12年(1815)までは一世帯が70%以上を占めていたのが、天保14年(1843)には一世帯は55%に減少して二世帯以上が45%に上昇しており、二世帯以上では伯父・伯母・従弟・甥・姪・孫などの記載が多くみられることを確認されました。

討論では、皮多村には高所持の多寡に還元されない生業の営みがあるという指摘や、最高の借家貸主である円光寺住職は草場の持ち主でもあることに留意すべきであるとの意見が出されました。また、富田村は江戸時代から近代を通して相互扶助の強いムラであるとの提起もされました。

(藤井 寿一 / 第1研究部門 運営委員)

## 第45回 人権・同和問題企業啓発講座 第2部の開催

※【第1部】については前号(No.437)にて掲載

2024年度の第45回人権・同和問題企業啓発講座【第1部】に続き、【第2部】(オンライン配信:11月1日(金)~11月29日(金))を開催しました。今年度より全講演動画の字幕あり・なしを参加者のみなさんに選んでいただけるようにいたしました。

講演1「職場のハラスメント対策」では金井絵理さん(一般社団法人日本ハラスメントリスク管理協会 代表理事)に、職場におけるハラスメント対策の必要性について、さまざまな事例・判例をもとに「今」求められる対策を、視聴されている方にお考えいただくワークを交えてわかりやすくご説明いただきました。

講演2「合理的配慮の6つのステップ:円滑な「話し合い」のポイント」については、飯野由里子さん(東京大学大学院教育学研究科バリアフリー教育開発研究センター 特任教授)より、合理的配慮の基礎的な考え方をおさえた上で、合理的配慮を実践する際に求められるコミュニケーションに焦点をあて、具体的に6つのステップにわけて解説いただきました。

講演3「SNS上の誹謗中傷対策の現状と課題」では曾我部真裕さん(京都大学大学院法学研究科 教授)に、SNS上の誹謗中傷対策が重要な政策課題となってから今日までに取り組みされてきたさまざま政策を整理して解説いただくとともに、プロパ

イダ責任制限法が改正され、新たに成立した「情報プラットフォーム対処法」についても解説いただきました。

講演4「連合 就職差別に関する調査2023について」は、杉山寿英さん(連合 総合運動推進局 連帯活動局 局長)より、まずは日本労働組合総連合会(略称:連合)をご紹介いただいたのち、2023年に行われた「就職差別に関する調査」結果についての解説、また、公正な採用選考についてお話しいただきました。

どのご講演につきましても、ご視聴くださった参加者のアンケートではたいへん好評をいただいております。また、各講演を字幕つきの動画でご覧いただいた方が4~5割ほどいらっしゃる、支援申込の有無にかかわらず需要の高さを実感しました。ありがとうございました。

第45回は【第1部】【第2部】を合わせ、約1,000人の方々にご参加くださいました。講師のみなさま、関係者のみなさまに御礼を申し上げるとともに、多くのみなさまに本講座をご視聴いただきましたことに感謝申し上げます。

今後も、企業・法人に求められる人権啓発推進への取り組みを後押しできる講座にしてまいりますので、次年度(第46回)もよろしくお願いたします。

(小西 愛里紗)

## 第37回人権啓発東京講座を終えて 「人権とは、向き合うもの」

おかげさまで、今年度の人権啓発東京講座も、大きな問題もなく、受講生全員が修了することができました。

この東京講座では、まずは部落問題をじっくり学び、そのうえで幅広い分野から様々なテーマに取り組んでいます。講師には各分野の第一線で活躍している人たちを迎え、多彩で多層な内容となっ

ています。また、講師自身がその社会問題の“当事者”であることも多く、論理だけではなく実体験が伴った説得力のある話をしてくださいました。長野フィールドワークでは差別戒名が刻まれた墓石を前にして、受講生の皆さんにはその重さと深刻さを肌で感じてもらえたことと思います。

日常業務をこなしながらの講座受講は、大変なことだと思います。そんななか、受講生の皆さんがグループディスカッションで交流を深め、人権担当者としての悩みや不安を分かちあい、ともに成長される様子を拝見して、深い感銘を受けています。

最終日の修了ワークショップ(人権研修プランづくり)では、堅実なものから思いも寄らないものまで、とても興味深い企画が満載でした。各班の持ち味を遺憾なく発揮されたプレゼンは大いに盛り上がり、思い出深いものとなりました。

講座終了後、受講生の皆さんから「人権とは、知識だけを詰め込んだり、遠くから眺めたりするものではなく、向き合うものだ気付いた」というような声をかけていただいたのですが、私自身がキュッと身の引き締まる言葉でした。講座での経験や学びを通して、意識を変革させていく姿に、講座担当者として感動すら覚えています。

世界中で分断の危機が叫ばれ、今この瞬間も命の尊厳が脅かされている人たちがいます。こんなときだからこそ、講座で対話を重ねた皆さんと共に、よりよい社会にむけて歩いていきたいと思っています。

(外川 浩子 / 人権啓発東京講座事務局)



長野フィールドワークで、差別戒名の説明を聞く受講生

## 世界人権宣言76周年記念大阪集会 「企業が人権をリードする時代」

2024年12月4日(水)、コミ教ひがしなり区民センターにて、300名を越える参加者を迎え、世界人権宣言76周年記念大阪集会が開催されました。

最初に部落解放同盟大阪府連合会の高橋定書記長から、動画『部落探訪』削除裁判に関わる特別報告が行われました。裁判経過とともに個人と大阪府連が原告になり大阪地裁に提訴した意義、裁判を通じて自治体にはモニタリングの実施や人権条例のアップデート、国に対しては「情プラ法」の施行や「部落差別解消推進法」の強化等と併せて、将来的に「人権侵害救済法」「差別禁止法」の制定につなげたいという計画も語っていただきました。

続けて、集会のメインテーマに関わって、EUで拡がっている「多様性憲章」という誓約についてドイツ、フランスの例を中心に、名城大学法学部教授の近藤敦さんにご講演いただきました。同憲章は企業や自治体・大学等の組織が機会の平等と多様性を促進することを目的としており、署名した組織は、無差別と多様性に関して、①全従業員に対して研修を行う、②意思決定や人事管理において促進する、③その進捗状況を対外的に報告する、等の誓約を達成する義務を負います。憲章は組織が能動的に無差別・多様

性を進めていく仕組みであり、よって憲章に署名することは、組織の社会的評価を高め、経済的に成功する基盤となります。日本でも移住労働者の多い東海地方などで、導入をめざす動きが始まろうとしているそうです。

その後、三洋化成工業株式会社(本社:京都市)の安藤孝夫相談役に、経営者として社内で進めてきた多様性を尊重する取り組みと、企業を、社会を「変える」ことに対する熱意を語っていただきました。業績をあげるためにも「従業員の幸せ」が重要で、多様な従業員にとって働きやすい企業をめざしてさまざまな意識改革、制度改革に取り組まれたとのことでした。

日本でも企業等の組織が人権をリードする時代が来ています。本集会での学びをヒントに、それぞれの組織で人権保障、多様性の尊重が拡がることを願います。

(今井 貴美江)



↑  
参考動画: 安藤孝夫さんインタビュー  
「私がYouTuberを採用した理由」(12:18)

## HRCビル避難訓練 参加報告

部落解放・人権研究所が入居しているHRCビルでは、毎年、全入居団体に避難訓練を行っています。昨年は、港消防署の方々のご協力のもと、消火器訓練や心肺蘇生方法などを体験しました。

今年は11月7日(木)に行いました。まず、火災発生(仮)をビル内放送にて知らされ、1階玄関へ避難し、団体毎に点呼確認をしました。このときに消火器訓練も行いました。

次に5階ホールに再集合し、「南海トラフ地震への備え」をテーマに(特非)日本防災士会 大阪支部 大阪市ブロックの防災士、篠原佳代子さんにご講演をいただきました。「本当に起こるの? 起こるとどうなるの? どうすればいいの?」という疑問や不安を解消すべく、さまざまな角度からご解説くださいました。

170年前、317年前に大阪を襲った南海トラフ地震・津波の記録「大地震両川口津浪記」の現代語訳(大正区に石碑がある)をご紹介いただき、当時の甚大な被害から、避難における失敗を繰り返さないためにも語り続けなければならない、という石碑制作者の言葉が印象的でした。南海トラフ地震発生から迅速に避難ができるかどうかで、想定される死者数が大阪市域のみでも12万人から8千人にまで減少する(大阪市ホームページより)とのこと。やはり発生時の判断力を支える日頃の備えが必須



写真提供: 株式会社HRCビル

であると教えていただきました。

最後に、今後も各講座や集会などに参加されるみなさんが、安心してHRCビルへお越しいただけるよう、入居団体職員として安全・防災に努めるため、避難経路やハザードマップの再確認などを行いました。

(小西 愛里紗)



写真提供: 株式会社HRCビル



## ジュディス・バトラー著 『ジェンダー・トラブル：フェミニズムとアイデンティティの攪乱』

ジュディス・バトラー (Judith P. Butler, 1956年2月24日-) は、カリフォルニア大学バークレー校で修辞学、比較文学科の教授を務める哲学者です。本書 (初版は1990年アメリカで出版、1999年に青土社から竹村和子訳が出版) は、ジェンダー・セクシュアリティの議論に大きな影響を与え、代表作として知られています。

ジュディス・バトラーは、フェミニズムが分析・批判の対象としている性差別の構造を考察するにあたり、「女というカテゴリー」についてのこれまでの議論を批判的に検討することを通じて、セックス (生物学的性) とジェンダー (社会的・文化的性) を区別しセックスがジェンダーを表現するという考えに対して、「セックスがそもそもジェンダー化されたカテゴリーである」と主張します。

あるセックスを割り当てられた人が、ジェンダー、セクシュアリティを、どのように引用しながら行為し、また、それが当該社会においてどのように意味づけられ、それにどう対応するのか。その絶えざる交渉のただなかで行為遂行的に身体を形成していくものとしてジェンダーをとらえ、ジェンダー・アイデンティティが決して一回性のものではない、反

復を通じて実践されるものと主張します。

なぜそのようにいうのかというと、セックスにもとづく本質論が、ジェンダー規範によって事後的に構築されたものであるにも関わらず、性差別的支配構造を正当化 (自然化) するために用いられてきたこと。また、性別二元論、異性愛秩序からなるセクシュアル・マジョリティの「マジョリティ性」を問うことを通じて、セクシュアル・マイノリティの存在が周辺化、排除されてきたことを問題とするからです。

そうして、マジョリティのマジョリティ性 (社会構造によって与えられる特権) を問い返し、差別を「自然な区別」とする議論に抗するとともに、マジョリティのマイノリティ性 (マジョリティとして同質・安定しているとされているものが、排除を行うことによって構築されており、不安定で可変的であることを明らかにし、対象として名指すこと) をも問い直し、性別を二項対立的なものとなす立場 (本質主義的な批判・対抗のあり方) とは異なる、共通のアイデンティティを基盤に置くのではない政治の可能性について論じています。

## 参加者募集!! 2025.1~3 研究所カレンダー

- 1/16(木) 新春マスコミ懇談会 @HRCビル
- 1/25(土) 第1研究部門第50回公開講座 @HRCビル  
「被差別部落の民俗文化—京都市の事例を中心に—」  
西村 優汰さん (公益財団法人世界人権問題研究センター登録研究員)
- 1/27(月) 第472回国際人権規約連続学習会 @HRCビル  
「性暴力の加害者にも被害者にもならないために」  
加藤 治子さん (性暴力救援センター・大阪SACHICO理事)
- 2/4(火)~2/5(水) 第39回人権啓発研究集会 @奈良
- 2/26(水) 第473回国際人権規約連続学習会 @エルおおさか  
「スポーツとジェンダー/セクシュアリティ」  
井谷 聡子さん (関西大学文学部准教授)
- 3/26(水) 第474回国際人権規約連続学習会 @Zoom  
「マイノリティ調査と個人情報」  
三木 由希子さん (特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事長)

## 2025年度大型集会スケジュール

### 第50回部落解放・人権西日本夏期講座

- 会場：琉球新報ホール ほか (沖縄県那覇市)
- 日程：2025年6月12日 (木)、13日 (金)

### 第56回部落解放・人権夏期講座

- 会場：高野山大学 ほか (和歌山県高野町)
- 日程：2025年8月21日 (木)、22日 (金)
- 動画配信：有り < 配信期間は調整中 >
- ※会場、日程は仮内容です。2025年4月に確定次第、研究所HPに掲載いたします。
- ※宿泊費：15,400円 (税込)。価格を変更しています。

### 第46回人権・同和問題企業啓発講座

- 参加費：第1部・第2部併せて 10,000円 (参加・資料代、税込)
- 第1部・第2部いずれかのみ 5,000円 (参加・資料代、税込)
- ※価格を変更しています。

### 第40回人権啓発研究集会

- 会場：前橋市民文化会館 ほか (群馬県前橋市)
- 日程：2026年1月28日 (水)、29日 (木)

## 部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

## 入会案内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A会員」 年会費 10,000円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊  
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「B会員」 年会費 7,000円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊  
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「学生会員」 年会費 3,500円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊  
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊  
『研究所通信』、『全国のあいつく差別事件』、「会員ページ」  
の閲覧他



研究所通信 438号 2025年1月1日（奇数月1日発行）

発行所（一社）部落解放・人権研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL（総務部）06-6581-8530

（調査・研究部）06-6581-8572

（啓発企画部）06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <https://blhrri.org>

定価 100円（税・送料込：会員は会費に含む）